

29年度 公文書開示（8月決定分） 監査事務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存在 存否 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H29. 8. 7	H29. 8. 21	①中央区晴海五丁目西地区の譲渡価格は違法・不当であり、損害の回復等必要な措置を講じることを求める住民監査請求（その2）にかかる監査委員からの質問及びそれに対する監査対象局の回答 ②中央区晴海五丁目西地区の譲渡価格は違法・不当であり、損害の回復等必要な措置を講じることを求める件（その2）にかかる関係人調査の実施及び通知について（29監総第327号） ③住民監査請求に伴う関係人調査に対する回答について（平成29年7月12日付国都制第19号） ④中央区晴海五丁目西地区の譲渡価格は違法・不当であり、損害の回復等必要な措置を講じることを求める件（その2）にかかる関係人調査の実施及び通知について（29監総第393号） ⑤住民監査請求に伴う関係人調査の実施について（回答）（平成29年7月11日付29才総企第137号）	79	1					1								（7条2号）請求人ら代理人の氏名、住所、電話番号等については、特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。 （7条4号）印影については、容易に複製され、文書偽造に利用されるおそれがあり、犯罪の予防に支障があるため。	監査事務局総務課
2	H29. 8. 9	H29. 8. 23	制度が始まってから今年H29年8月9日までの働きかけについての、対応記録票の全て				1											「職務に関する働きかけ」についての制度が始まってから平成29年8月9日までの期間に、当局においては対応実績がないため、開示すべき公文書が存在しない。	監査事務局総務課